

「いじめ防止基本方針」

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめに対する基本姿勢

- ・あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して自分の力を発揮して生活できる学校づくりを目指す。
- ・いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ・各教職員は、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、すべて生活指導主任、管理職に報告・相談する。
- ・いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを、児童や保護者、地域へ向けて表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。また、相談窓口を明示する。
- ・「ズボン下ろし」や「SNSによるいじめ」等、軽微なことが重大ないじめに発展しうるという認識をもって対処する。

さ…最悪のことを想定
し…慎重に
す…素早く
せ…誠実に
そ…組織で対応

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 「ハート部」

①構成員

生活指導主任を中心とした複数名職員および教頭。

②想定される役割

- ・いじめの未然防止に向け、具体的な取組の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・日頃から、児童の問題行動等のいじめの疑いに関する情報を収集、記録し、職員間で共有する。

(2) 「いじめ不登校対策委員会」

①構成員

組織的に対応するため、「校長、教頭、教務主任、生活指導主任、（道徳主任、人権教育、同和教育主任、）養護教諭、学級担任等」で構成する。必要に応じて、学校カウンセラー、医師、心理や福祉の専門家などの外部専門家の参加・協力を得る。

②想定される役割

- ・いじめの認知、いじめの解消、組織的に対応するための中核となる。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 「いじめをしない、ゆるさない子」を目指して

- ・年2回、いじめ見逃しゼロスクール集会を実施する。(6月、11月または12月) 児童が主体的にいじめの問題について考え議論する活動を設定し、いじめをしない・させない意識を育てる。※5・6年生は小中合同いじめ見逃しゼロスクール集会に参加する。
- ・学校いじめ防止基本方針に関する説明を行う。
- ・年2回、思いやり月間を実施する。(Q-Uアンケート、教育相談の実施)(6月、11月)
- ・年3回、人権学習や部落問題学習の授業を実施する。(6月、11月、1月)
- ・いじめの未然防止、早期発見に向けて、インターネット関連のトラブルやいじめに関する項目も含めた学校生活アンケートを実施する。

(2) 「主体的に相手と関わることができる子」を目指して

- ・谷浜小のあいさつの重点「自分から」「誰にでも」「相手の目を見て」「元気な声で」を設定し、年間を通して指導を行う。年3回、児童の活動を主体にしたあいさつ強調月間に取り組む。
- ・全校の生活目標に対して、学級の重点目標を話し合いで決定し取り組む場を設ける。
- ・特別活動等で児童が意思決定し、企画、運営をできる活動を計画的に設定する。
- ・よりよい関わり方を学ぶ、全校SSEを実施し、般化を促す工夫をする。

(3) 「自分や友達のよさや頑張りを見付けることができる子」を目指して

- ・学校行事等と関連させ、異学年交流活動を設定し「あったかメッセージ」交換を行う。さらに、メッセージ交換の振り返りを行い、自分を見つめる機会とし、自己有用感を高める。
- ・学級においても、互いの良さや頑張り認め合う場を積極的に設定する。

(4) 「きめ細かな児童の実態把握に努め、全職員が共通の対応を取る」ために

- ・年度始め、全職員による学校いじめ防止基本方針の共通理解、研修を実施する。
- ・春のPTA総会における、保護者への、学校いじめ防止基本方針の説明を実施する。
- ・適宜、児童の情報交換会を設定する。
- ・外部機関と情報共有を行い、児童の実態把握と即時対応に努める。
- ・年3回の「児童を語る会」と「生徒指導に関する研修会」を実施する。
- ・いじめ防止年間指導計画を作成し、実施する。(※第8項)

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 学校

- ① 全職員による実態把握の視点。(日頃からの対話の重視。)

【学校におけるいじめのサインの例】

×「様子を見よう。」「悪ふざけだろ。」「単なる喧嘩だろう。」…の考えは捨てる。

急な体調不良 遅刻や早退の増加 授業開始前の机、いす、学用品の乱雑さ

学用品、教科書、体育着の紛失 学用品の破損、落書き 授業への遅参

保健室への来室の増加 日頃交流のない児童との行動 バイ菌扱いするおにごっこ

発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 多数児童からの執拗な質問

図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ 業間や休み時間の単独行動

特定児童の発言へのどよめきや目配せ 特定児童からの忌避、逃避 突然のあだ名

決まったメンバーでのプロレスごっこ 特定児童の持ち物からの忌避 等

②教職員間の情報共有

- ・週1回、職員終会での児童情報交換会
- ・校支援システムの回覧板を活用し、児童の情報を記録・共有する。
(担任や級外職員、養護教諭、学校訪問カウンセラーより)
- ・児童、保護者からの情報共有(保護者との連携)

③教育相談体制

- ・毎月の「学校生活アンケート」とその後の「教育相談」(学級担任)
- ※学校生活アンケートの保存(5年間)とする
- ・年2回の「Q-Uアンケート」とその後の「教育相談」及び、学級経営分析
- ・教育相談等で得られた情報の記録(担任)と保存5年間(生活指導主任)
- ・心配される児童への定期的な教育相談
- ・ハイリスク児童の個別の指導計画の作成
- ・学校訪問カウンセラー、スクールカウンセラーによる相談体制の確立。
- ・インターネット上のいじめについて、教育委員会やネットパトロール機関と連携し対応。

④特別支援教育コーディネーター

- ・児童の実態把握と適切な支援への助言。支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり。

(2) 家庭との連携

- ・学校職員と保護者の間に、些細なことでも、気になることは気軽に相談できるような関係づくりに努めるとともに、いじめに関する相談窓口(生活指導主任)の周知

【家庭におけるいじめのサイン例】

- 登校しぶり 転校の希望 外出の回避 感情の起伏の顕著化
- 教師や友達への批判増加 隠し事の発覚 家庭でのお金の紛失
- 荒くなる金遣い 長時間の長電話や過度に丁寧な対応 衣服の不自然な汚れ
- 体への傷やいたずらの痕跡 保護者来校の拒絶 過度なネットへの対応 他

- ・学校だよりや学年だよりによる子供たちの活動の広報。
- ・保護者は、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童生徒がいじめ等を行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他必要な教育を行うよう努めます。(令和6年3月改定 上越市いじめ防止基本方針)より)

(3) 地域との連携

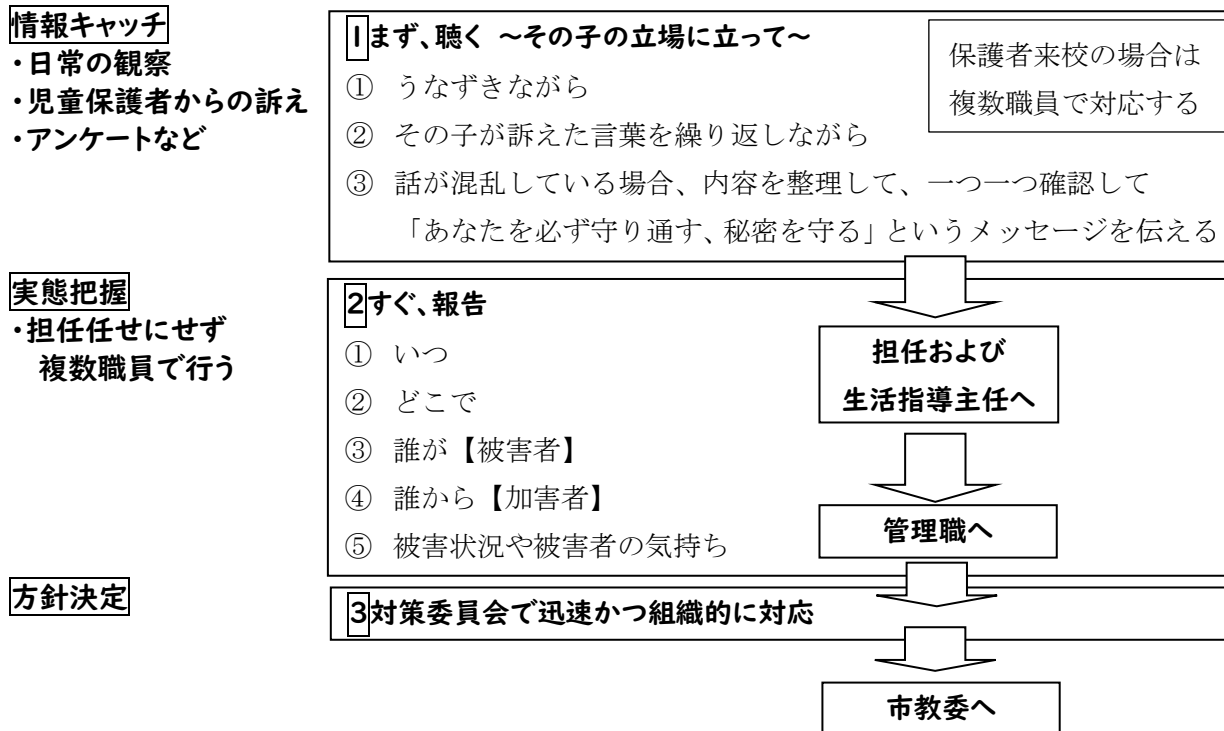
【地域で見られるいじめのサイン例】

- 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- 一人だけ離れて登下校している。 故意に遅れて登校している。
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でぽつんとしている。
- 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- 地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 等

- ・学校だよりによる教育活動の広報。
- ・登下校時の交通指導、あいさつ運動の活動を通じた児童の実態の情報交換。
- ・主任児童委員、民生児童委員と学校職員間の情報交換を主とした地域連携。

5 いじめへの即時対応・早期解消のための具体的な取組

(1) いじめに対する措置の流れ



◇被害児童への聴き取り

- *教職員は、被害者の視点に立ち『味方』となって支える立場で接する。
- *いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

◇加害児童への聴き取り

- *複数いる場合は、個別に聞き取る。
- *いじめを行っているときの気持ちなどについて話をさせる。
- *いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず受容的に聞く。
- *『いじめは絶対に許されない行為』として、喧嘩両成敗的な指導はしない。

◇周辺児童への聴き取り

- *事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- *内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- *事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

◇被害児保護者、加害児保護者に対して

- *いじめの疑いを発見、または通報を受けた場合、特別な事情がない限り、当日中に、いじめを受けたとされる児童の保護者にいじめの様態を説明し、見守りや支援等を依頼する。いじめを行っ

たとされる児童についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

*保護者とは直に会って面談を行う。

*保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な説明をする。

*保護者の心配していることを明らかにして、解消に向けた今後の見通しについて説明する。

◇ネット等を介したいじめへの対応

*ネット等を介した不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。児童の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、市教委への連絡・報告を行い、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 専門機関との連携

・必要に応じ、JAST、児童相談所、適応指導教室、所轄警察署と連携して解決にあたる。

(3) いじめ解消の要件

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

① ②を基にいじめ不登校対策委員会で確認した上で保護者に確認する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

[平成25年6月 いじめ防止対策推進法 より]

(2) 重大事態への対処

①報告

重大事態が発生した旨を、上越市教育委員会に速やかに報告する。上越市教育委員会と相談しながら、管理職が中心となって学校全体で解決にあたる。

②初期調査の実施

ア いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査し、明確にする。

イ 調査に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先する。

ウ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童またはその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

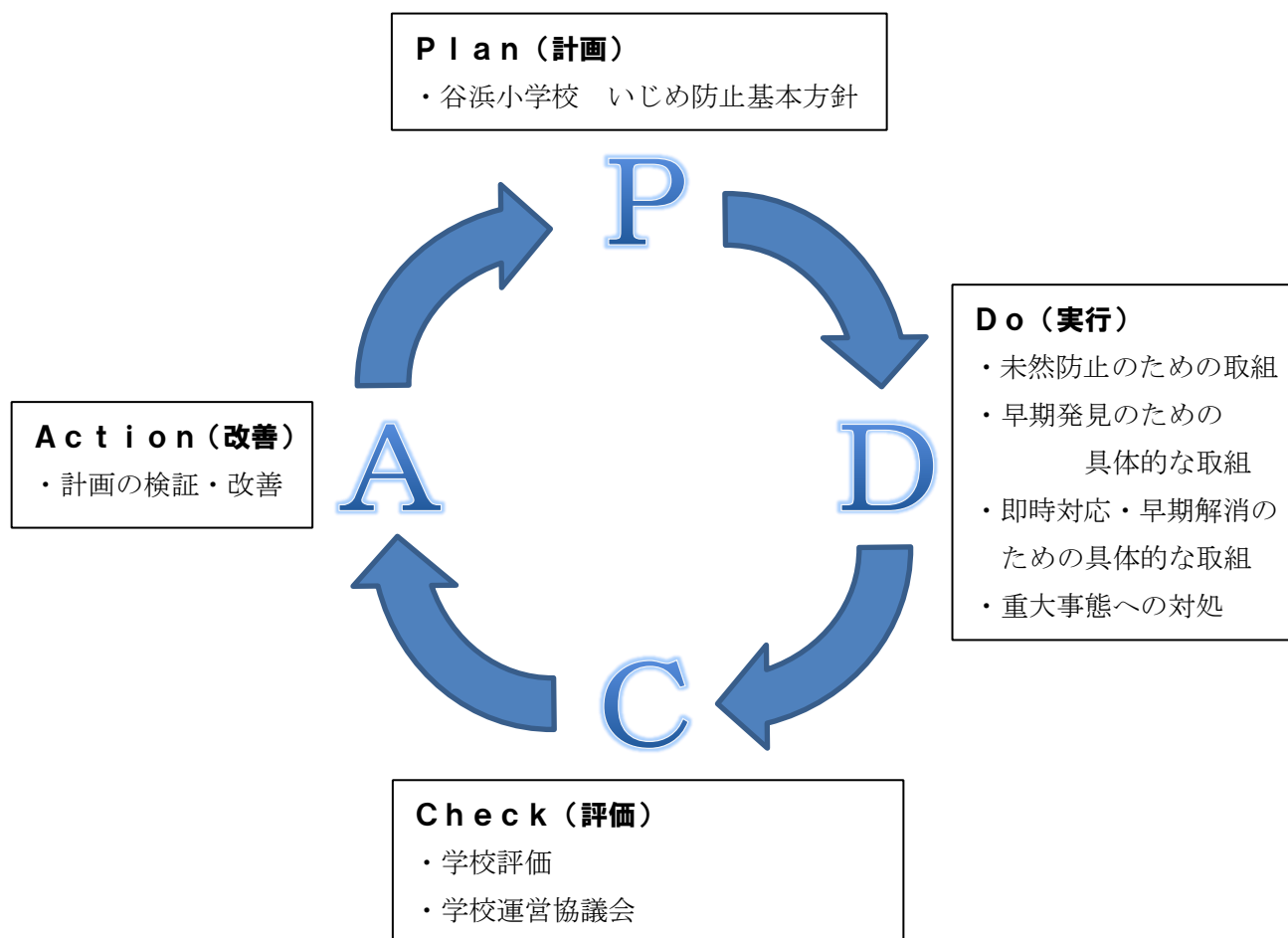
エ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

オ 民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。

カ いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。

キ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（入院などの場合）は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

7 PDCAサイクル評価



8 いじめ防止年間活動計画

通年	<ul style="list-style-type: none"> ○谷浜小のあいさつの重点「自分から」「誰にでも」「相手の目を見て」「元気な声で」の指導。 ○特別活動等での児童の意思決定及び、企画、運営できる活動の計画的な設定。 ○生活目標についての意識付けと振り返りや、全校 SSE 等の実施と般化を促す工夫。 ○あったかメッセージの交換・振り返り <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツフェスティバル ・文化祭 ・清掃活動 ・大縄大会 ○学校生活アンケートの集約・対応策の検討。 ○帰りの会等での、友達の頑張りを発表する場の設定。
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> ○第 1 回児童を語る会<4 月 1 日> ○いじめ防止基本方針の確認・周知<4 月 3 日の職員会議の議題として> ○障害理解教育の実施。(5 月～6 月) ○思いやり月間パート 1<6 月 1 日～6 月 30 日> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回 Q-U アンケートの実施 (用紙代 1 3 5 円…学年費より 採点は担任が行う。) →その後、教育相談の実施。 ・人権学習や部落問題学習の授業実施。中学校と授業交流 ・全校 SSE の実施、般化の促し ・第 1 回いじめ見逃しゼロスクール集会<6 月第 1 週> ○ カウンセリング研修、または「特性のある児童への対応の仕方」研修<6 月> ○第 2 回児童を語る会 (児童と学級経営を語る会) <夏季休業前>
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> ○小中合同文化祭<10 月 24 日> ○思いやり月間パート 2<11 月 10 日～12 月 10 日> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回 Q-U アンケートの実施 (用紙代 1 3 5 円…学年費より 採点は担任が行う。) →その後、教育相談の実施 ・人権学習や部落問題学習の授業実施。中学校と授業交流 ・第 2 回いじめ見逃しゼロスクール集会<12 月第 1 週> ・全校 SSE の実施、般化の促し<12 月第 2 週> ・小中合同いじめ見逃しゼロスクール集会への参加(5・6 年生)<11 月 27 日> ○第 3 回児童を語る会<12 月 個別懇談後の冬休み前>
3 学期	